

事業主 殿

(公社) 神奈川労務安全協会小田原支部



労務管理講習会 ～無期労働契約への申込権が本格的に発生する 平成30年4月まで残りわずか、対応はお済ですか～

平素より当小田原支部の講習会にご参加して頂いていますことに厚く御礼申し上げます。さて、今回のテーマは下記に記載の内容で予定しています。

まず、無期転換ルールですが、長期にわたってパートタイマーや契約社員などを有期労働契約で反復更新して雇い続けていると、来年の春（平成30年4月）には、法律によって、これらの社員からの一方的な申し込みだけで無期労働契約の社員に転換しなければならなくなる可能性があります。そのため、有期労働契約の社員を雇用している企業では、できるだけ早期から対策し、直前の混乱を避ける必要があります。

また、男女雇用機会均等法、育児・介護休業制度は、対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで、介護休業を分割取得することができることとすることや、子の看護休暇の半日単位の取得を可能とすることなどが盛り込まれています。各企業では対応はお済でしょうか。さらに 労働時間の適正把握については、過去自己申告制（労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。）の不適正な運用に伴い、割増賃金の未払いや過重な長時間労働といった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところから、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」が定められています。

この機会に是非受講して頂き、労務管理にお役立て下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1. 日 時 平成29年12月7日（木） 15時00分～17時00分
- 2. 場 所 青色会館 5F 大ホール（小田原市本町2-3-24 青色会館）
- 3. 内 容

- (1) 無期転換ルールについて (60分)
～無期労働契約への申込権が本格的に発生する
平成30年4月まで残りわずか～
- (2) 男女雇用機会均等法、育児・介護休業制度について (20分)
～平成29年1月1日から施行、対応はお済ですか、更に平成29年
10月1日から育児介護休業法の一部が変更になります～
- (3) 上記の質疑応答
講師 (1)～(3) 神奈川労働局雇用環境・均等部 奥町 由美子
- (4) 労働時間の適正把握について (30分)
講師 小田原労働基準監督署 監督課



- 4. 受講料 無料
- 5. 定員 50名（定員になり次第締め切ります。）
- 6. 申込方法 申込書に所要事項記入のうえ、FAXにて 12月1日（金）までに下記にお申込みください。

(公社)神奈川労務安全衛生協会小田原支部 事務局
FAX 0465-24-5820 (TEL 0465-24-1753)

※当講習会の受講に関する以外の目的で個人情報を利用することはありません。

※申し込み後の取り消しは 12月4日(月)迄にお願い致します。それ以後は、準備の都合上お受けできませんのでご了承下さい。

12月7日 労務管理講習会申込書

事業場名 _____ 会員 NO. _____ 住所〒 _____

担当者 _____ TEL _____ FAX _____

*	氏名	生年月日	*	氏名	生年月日
	フリガナ			フリガナ	
	フリガナ			フリガナ	